

産業廃棄物処分業許可申請書審査表（新規・更新）

申請者（ ） 事業の区分 中間処理（ ）
最終処分（ ）
〔特別管理産業廃棄物該当（有・無）〕

事 項	添付	審査	審 査 内 容
産業廃棄物処分業許可申請書(省令第10条の4第1項)又は 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書(省令第10条の16第1項)			様式が正しいこと。(省令様式第8号又は14号)
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(第1号)			住所、氏名、電話番号を記入(⑩、⑪等と照合)。行政書士による代理申請の場合は併記。
事業の範囲(第2号)	事業の区分		中間処理業(焼却)、最終処分業(安定型埋立)等を記入(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
	産業廃棄物の種類		事業区分ごとに取扱う産業廃棄物の種類を正しく記入。
事務所及び事業場の所在地(第3号)	事務所の所在地		⑩、⑪等と照合。
	事業場の所在地		事業の用に供する施設の設置場所、③等と照合。
事業の用に供するすべての施設(最終処分場の場合の処理能力は埋立地(埋立処分用の用に供されている場所)の面積及び埋立容量)(第4号)	施設の種類の		①(3)(4)、②又は処理施設設置許可証等と照合。
	設置場所		①(3)(4)、③又は処理施設設置許可証等と照合。
	設置年月日		①(3)(4)又は使用前検査日(不明の場合、当該事業の開始年月日)と照合。みなし許可施設以外の設置許可施設の場合は原則使用前検査日。
	処理能力		①(3)(4)、②又は処理施設設置許可証等と照合。
事業の用に供する施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号	許可年月日		処理施設設置許可証等と照合。
	許可番号		
保管を行う場合には、保管場所に関する次に掲げる事項(第6号)	所在地(イ)		③と照合。
	面積(ロ)		①(7)、②と照合。
	産業廃棄物の種類(ハ)		①(2)と照合。
	保管上限(ニ)		①(7)と照合。保管基準を満たしていること。
	高さ(ホ)		高さの基準(50%勾配等)を満たしていること。屋内、容器内保管の場合はその旨記載すること。(①(7)、②と照合)
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要(第7号)	処理方式		①(3)(4)、処理施設設置許可申請等の内容と照合。
	構造及び設備の概要		同上
既に処理業の許可を有している場合はその許可番号(第8号)	宮崎県の番号		収集運搬業又は処分業の許可を既に有している場合に記入。許可申請をしている場合は、申請年月日を記入。
	他の都道府県・政令市の番号		同上
申請者(第1号)	個人である場合		本籍と住所は地番まで正確に記入。(⑪と照合)
	法人である場合		住所は地番まで正確に記入。(⑩と照合)
未成年者である場合、法定代理人(省令第9条の2第1項第7号)	法定代理人が個人である場合		本籍と住所は地番まで正確に記入。(⑫と照合)
	法定代理人が法人である場合		法人の住所、役員の本籍・住所は地番まで正確に記入。(⑫と照合)
法人である場合、役員(省令第9条の2第1項第8号)			取締役、監査役、顧問、執行役員、理事などいかなる名称を有するかを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者全員について記入。(⑩等と照合) 本籍と住所は地番まで正確に記入。(⑬と照合)
法人である場合、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(該当する株主又は出資者がある場合)(省令第9条の2第1項第9号)			株主等が個人の場合は本籍と住所を、法人の場合は住所欄に本店の所在地を地番まで正確に記入。また、株主等が法人の場合、氏名又は名称欄に名称及び代表者名を、生年月日欄に法人の設立年月日を記入。(⑭と照合) 該当がない場合は、氏名又は名称の欄に「該当なし」と記入。
令第6条の10に規定する使用人(省令第9条の2第1項第10号)			本籍と住所は地番まで正確に記入。(⑮と照合) 該当がない場合は、氏名の欄に「該当なし」と記入。
申請手数料証紙(宮崎県使用料及び手数料徴収条例別表第2第99, 100, 105, 106号)			許可申請 100,000円(特別管理100,000円) 許可更新申請 94,000円(" 95,000円) ※手数料の変更に留意。

留意事項

- ：産業廃棄物処分業許可申請と特別管理産業廃棄物処分業許可申請は別に行う必要がある。
- ：3部(本課用、保健所控、申請者控)を提出すること。…行政書士による代理の場合等、それ以上の部数を提出することも可能。
- ：更新許可申請の場合は、従前の許可の内容とも照合すること。

【添付書類】（省令第10条の4第2項又は省令第10条の16第2項）

No	添付書類	添付	審査	審査内容
①	事業計画の概要を記載した書類(第1号)			様式が正しいこと。(宮崎県細則様式第17号)
	(1) 事業の全体計画			全体計画を明確かつ簡潔に記入。(どこから出る何をどう処理するのか。すべての事業の区分・産業廃棄物の種類を確認できること。)
	(2) 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等			すべての事業の区分・産業廃棄物の種類について(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物等とそれ以外に分けて)記入。各項目ごとに代表的な排出事業場及び運搬先の名称を記入。各所在地は地番まで正確に記入すること。
	(3) 中間処理施設の概要			申請書のカガミと照合。環境保全設備は設備(ハード面)について具体的に記入。
	(4) 最終処分場の概要			申請書のカガミと照合。環境保全対策について具体的に記入。
	(5) 処分業務の具体的な計画			事業のフロー、営業時間、休業日、組織及び従業員数を記入。従業員数が事業計画に対して十分であること。
	(6) 環境保全措置			中間処理施設、最終処分場：大気・水質・騒音・振動・悪臭(以上5公害に関する記述は必須)等の公害防止対策の具体的な計画を記入。保管施設：区分方法及び飛散・流出・汚水・地下浸透・悪臭・衛生害虫等の対策について具体的に記入。
	(7) 保管上限の計算			中間処理の場合に記入。保管基準に適合していること。(②と照合)
②	事業の用に供する施設(保管の場所を含む)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図(第2号)	主要な施設の構造・能力等を十分把握できる平面図、立面図、断面図、構造図		主要な施設の平面図
				主要な施設の立面図
				主要な施設の断面図
				主要な施設の構造図
		施設の設計計算書		主要な施設のカタログ・仕様書及び処理能力の計算書。
				(必要な場合)構造耐力上安全であることを証する書類。
				中間処理施設の場合… 排ガス、排水処理施設、その他必要な計算書等。
				最終処分場の場合… 雨量計算書、排水施設設計計算書、地積測量図、面積計算書、容積計算書、擁壁等の安定計算書、その他必要な計算書等
		保管場所の構造を十分把握できる保管場所の平面図、立面図、断面図、構造図、保管場所の設計計算書		保管場所の平面図(寸法の入ったもの)
				保管場所の立面図(寸法の入ったもの)
				保管場所の断面図(寸法の入ったもの)
				保管場所の構造図(寸法の入ったもの)
				保管場所の面積・容積に関する計算書。
				囲いに接する場合、囲いの安定計算書。
		付近の見取図		人家等の位置がわかる地図(縮尺1/2,500程度のもの)及び施設の位置がわかる地図(縮尺1/25,000程度のもの)。
	最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(第2号)	周囲の地形及び下流域の状況		周囲の地形及び下流域の状況がわかる図面(等高線が入った1/2500～1/5000程度のもの)で埋立地外の雨水が埋立地に流入する範囲の流域及び埋立地から流出する排水の流出路、下流の利水状況を記入すること。
		地質の状況		地質の状況を明らかにする書類及び図面。
		地下水の状況		地下水の状況を明らかにする書類及び図面。
③	申請者が施設・保管場所の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類(第3号)			処理施設の売買契約書等(所有権を有しない場合、継続使用の確認できる賃貸借契約書の写し等)。
				処理施設・保管場所に係る土地の登記事項証明書(所有権を有しない場合、継続使用の確認できる賃貸借契約書の写し等)
				処理施設・保管場所に係る地番の全景が確認できる公図
				合成字図(処理施設・保管場所を字図に記載した図面)
④	処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類(第4号)			(細則様式第18号) 処分後の廃棄物の種類に応じた適切な処分であること。処分後の廃棄物の処分を他人に委託する場合、受託者が当該廃棄物の処分の許可を有していること。 ①(2)の処分量や予定処分先との整合を確認。
⑤	海洋投入処分の場合、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し(第5号)			海上保安本部発行の廃棄物排出船登録済証(第1号の7様式(第12条の6関係))の写しを添付。
⑥	当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類(第6号)			産業廃棄物処理業許可申請に関する講習会修了証の写し等 ※産業廃棄物処分課程については、特別管理処分課程の修了とはみなさない。逆はみなす。 ※新規申請 ：新規処分課程の有効期間は、修了の日から5年。 ：他県市の許可証の添付+更新過程の有効期間は、修了の日から2年。 ※更新申請：更新又は新規の処分課程の有効期間は、修了の日から更新2年、新規5年(個人事業から法人化又は法人を個人事業化する場合…更新申請の場合と同じ取扱い)。 ※修了者が役員以外の場合は、雇用契約書の写し又は雇用保険被保険者証の写し又は雇用主の申立書を添付。
⑦	当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(第7号)			(細則様式第14号) 総額：資金の内訳、金額が妥当なものであること 調達方法：資金の総額に対し十分な額であること。借入がある場合は、確実に借入れできるものであり、かつ、返済方法に無理がないこと。

⑧	法人の場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(省令第9条の2第2項第6号)		直前3年の貸借対照表
			直前3年の損益計算書
			直前3年の株主資本等変動計算書
			直前3年の個別注記表
			直前3年の確定申告書控えの写し 納税証明書の申告額と合致するものを提出すること。 ※電子申告によるものは、申告書に電子申告受付番号等が印字されていること又は「メール詳細」を印字して添付すること。
			直前3年の法人税の納税証明書(国税:その1・納税額等証明用)
			直前3年の減価償却明細書(別表16(1)及び(2))
			※決算書類が3年に満たない場合:申請以後3年間の収支計画書
⑨	個人の場合、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(省令第9条の2第2項第7号)		事業を継続するのに十分な経理的基礎を有すること。
			資産に関する調書(細則様式第15号)
			直前3年の確定申告書控えの写し 納税証明書の申告額と合致するものを提出すること。 ※電子申告によるものは、申告書に電子申告受付番号等が印字されていること又は「メール詳細」を印字して添付すること。
			直前3年の所得税の納税証明書(国税:その1・納税額等証明用)
			青色申告事業者の場合は、さらに貸借対照表及び損益計算書も添付 事業を継続するのに十分な経理的基礎を有すること。
⑩	法人の場合、定款(又は寄附行為)及び登記事項証明書(省令第9条の2第2項第8号)		定款又は寄附行為
			登記事項証明書
⑪	個人の場合、住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(省令第9条の2第2項第9号)		内容が申請時点で最新のものであること(必要に応じて現行と相違ない旨の申立書と日付)。更新の場合、産廃の処分業が目的欄から読み取れること。
			住民票の写し
⑫	未成年者の場合、その法定代理人が、個人であるときは住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人であるときは登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(省令第9条の2第2項第11号)		登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等(欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。)
			住民票の写し
			登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等(欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。)
⑬	法人の場合、役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(省令第9条の2第2項第12号)		法人の場合…登記事項証明書
			役員の住民票の写し
⑭	法人の場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資者の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には登記事項証明書)(省令第9条の2第2項第13号)		役員の登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等(欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。)
			該当する株主又は出資者が個人の場合…住民票の写し
			該当する株主又は出資者が個人の場合…登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等(欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。)
⑮	令第6条の10に規定する使用人がある場合、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(省令第9条の2第2項第14号)		該当する株主又は出資者が法人の場合…登記事項証明書
			住民票の写し
⑯	※特別管理産業廃棄物のみ 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の処理を行う場合 (省令第10条の16第3項)	当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	処理場内の設備で、特別管理産業廃棄物を適正に処分又は再生するために必要な成分等の分析を行うことができること
		当該性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	当該者の分析に関する経歴書等。日常的に必要な分析を支障なく、かつ、遅滞なく行うことができること
⑰	技術管理者の資格を証する書類(技術管理士認定証又は旧厚生大臣認定講習の修了証の写し) (法第21条第1項)		法第15条許可(届出)施設の場合に添付。 コースが正しいこと。事業場ごとに専従のものがいること。 廃棄物処理施設技術管理者講習(日本環境衛生センター) 最終処分場コース:最終処分場 産業廃棄物焼却施設コース:焼却施設 破碎・リサイクル施設コース:破碎施設 産業廃棄物中間処理施設コース:その他の中間処理施設 ほか 旧厚生大臣認定廃棄物処理施設技術管理者認定講習 産業廃棄物焼却施設コース:焼却施設 産業廃棄物中間処理施設コース:その他の中間処理施設 産業廃棄物最終処分場コース:安定型、管理型、遮断型 産業廃棄物安定型最終処分場コース:安定型

⑮	最終処分(海洋投入)の場合…船舶の写真		⑤と照合。事業の用に供するに十分な船舶であること。
⑯	申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類(省令第9条の2第2項第10号)		(省令様式第6号の2 10面) 誓約(法第14条第5項第2号イからへに該当しない) していること。
⑰	更新前の許可証の写し		更新許可の場合に添付すること(原本対照不要)。

留意事項

：申請書に先行許可証が提出された場合は⑮～⑰に係る住民票の写し、登記されていないことの証明書、法人の登記事項証明書は省略可(省令第10条の4第7項)。

：5年前の申請(新規許可申請もしくは更新許可申請)と内容に変更がなければ、①(3)～(7)、②のうち立面図、断面図、設計計算書、地形、地質、地下水の書類は不要(省令第10条の4第6項)。

：法第15条許可施設の場合、①(3)(4)、②のうち平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、地形、地下水の書類は不要(但し、従前の施設設置許可申請書等で確認が行えない場合は、必要書類の提出を求めるものとする。)(省令第10条の4第2項第2号)。

：住民票は、内容が申請時点で最新のものであり、本籍(外国人にあつては国籍)の記載されている、申請日の前3か月以内に発行されたものを添付すること。

：住民票に個人番号(マイナンバー)が記載されたものが提出された場合、マスキング後複写し、原本対照を行ったものを受理し、原本は返還すること。

：納税証明書、法人の登記事項証明書、土地の登記事項証明書、公図及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等は、内容が申請時点で最新のものであり、申請日の前3か月以内に発行されたものを添付すること。

：有印文書のうち、官公庁の証明書(住民票の写し、登記されていないことの証明書、納税証明書、法人の登記事項証明書、土地の登記事項証明書、公図等)の複写を添付するときは原本対照を行うこと。

：同時に2つ以上の申請書等の提出があった場合、省略した書類の一覧を記入した別紙を添付することにより、重複する書類の一部を省略可能とする(省令第21条第1項)。